令和２年度　秋田県動物愛護センター運営ボランティア募集要項

１　活動期間　　２０２１年４月（登録の日）から２０２２年３月３１日まで

２　活動内容

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 活動内容 | 項目 | 活動日 | 詳細 |
| Ⅰ飼育活動 | 1. 飼養管理補助 2. 犬猫のグルーミング 3. お散歩 4. 犬の訓練 | 随時  （センター開所時間内、１～２時間程度） | 譲渡対象犬猫の飼育等の世話の補助など。 |
| Ⅱ預かり活動 | 1. 子犬子猫預かり 2. 譲渡対象犬猫一時預かり 3. 災害時一預かり | 随時  災害発生時 | センターまたは保健所で保護した犬猫の一時預かり。 |

３　登録条件

|  |  |
| --- | --- |
| 登録条件 | ・秋田県在住で１８歳以上であること。（未成年の場合は保護者の同意を得ていること。）  ・ボランティア制度の趣旨に賛同できること。  ・センターの運営方針に同意し、事業に協力ができること。  ・責任ある行動ができること。  ・センターが開催する事前説明会に出席できること。  　なお、上記活動内容「Ⅱ預かり活動」については、次の要件についても満たしていること。  ・集合住宅または賃貸住宅の場合、動物の飼養が規約等で認められていること。  ・衛生的な飼養環境と必要資材を確保できること。  ・同居家族全員が同意していること。  ・自動車で動物の送迎が可能であること。  ・飼養保管中の瑕疵に係る治療費や動物の送迎に係る交通費等については自己で負担すること。  ・預かり動物と同種の動物を飼養している場合は、次のことを実施していること。  　犬：登録、狂犬病予防接種、混合ワクチン接種、不妊去勢手術  　猫：混合ワクチン接種、不妊去勢手術、室内飼養  　感染症予防対策として、所有する犬猫がいる場合は、それらと隔離して飼養・保管できること。  ・健康管理のため、体調に変化がみられた場合は、センターへ連絡し相談すること。  　また、センターの指示があった場合は、センターへ連れてくることができること。  ・預かり飼養後、動物をセンターへ返還していただくこと。 |

４　事前説明会の申込み方法

動物愛護センター運営ボランティアに登録申請を希望される方は、事前説明会の申込みと出席が必要です。ＦＡＸまたは電話で、令和３年２月２６日（金）までに動物愛護センターへ説明会の申込みをして下さい。

事前説明会の出席後に登録申請となります。

５　事前説明会の申込先

秋田県動物愛護センター

〒010-１２１１　秋田市雄和椿川字奥椿岱１

TEL 018-8２７-５０５１／FAX 018-8８6-５５８１

メールアドレス　doubutu@pref.akita.lg.jp

６　事前説明会の開催

　秋田県動物愛護センター　秋田市雄和椿川字奥椿岱１

・第１回　令和３年３月　３日（水）　午前１０時から１１時３０分まで

・第２回　令和３年３月　７日（日）　午後１時３０分から３時まで

７　登録申請の方法

　　事前説明会出席後に、登録申請書に必要事項を記入の上、令和３年３月１９日（金）までにFAX、メールまたは郵送で動物愛護センターへ送付。

８　登録申請書の送付先

秋田県動物愛護センター

〒010-１２１１　秋田市椿川字奥椿岱１

TEL 018-8２７-５０５１／FAX 018-8８6-５５８１

メールアドレス　doubutu@pref.akita.lg.jp

９　選考

登録申請書を提出された方について、申請書の内容に基づき書類審査及び面接等を行い選考し、結果について通知します。

１０養成講習会

　　養成講習会（選定された方に別途案内）は、令和３年度４月以降に実施し、受講者に登録証を交付します。

|  |  |
| --- | --- |
| 日程 | 内容 |
| 令和３年度４月以降（未定） | オリエンテーション、活動内容毎の説明、体験  施設説明、事業説明  「Ⅵ預かり活動」については、状況により飼養場所の確認 |

※　動物愛護センター運営ボランティア登録の流れ

